

第6章 基本計画の推進体制と進行管理

1 基本計画の推進体制について

本計画の推進に当たり、町民・文化芸術活動団体、事業者、行政が「協働」の理念のもと、それぞれの役割を認識しつつ、持てる力を活かし、互いに連携・協力しあい、その実現に向けてともに努力していくこととします。

特に、中央公民館は、生涯学習の理念に基づき事業展開を図るとともに、町民の参加するサークル・団体に対して理念を啓発するとともに、さまざまな支援を行うことが求められます。

また、町行政は、計画の実現を通して顕在需要（ディマンド）だけではなく、潜在需要（ニーズ）にも視野を広げ、町民の主体的・自主的な活動が促進されるように環境の整備に努める必要があります。

町民は、文化芸術の主体として、本計画に掲げた理念を活かし、主体的・自主的な文化芸術活動を展開し、多くの町民とともに心の豊かさを実現していくことが期待されます。このため、団体や個人の横のネットワークを形成し、相互の連携・協働を図って行く必要があります。

将来的には、（仮称）広陵町文化芸術推進条例等を制定し、広陵町の文化芸術の基盤を確かなものにするとともに、その条例に基づく（仮称）文化芸術推進審議会を設置し、適切な進行管理を行いながら推進を図ることが望まれます。

2 基本計画の進行管理について

文化芸術に係る基本計画は、実現されなければなりません。そのため、計画の進行管理を行う第三者機関があることが望ましく、本来は上記の（仮称）文化芸術推進審議会が担うことが望まれますが、当面は社会教育委員、公民館審議会、図書館協議会等がその任に当たることも考えられます。いずれの場合においても、町民の参加・参画が必要です。

今後、文化芸術推進政策の評価の仕組みを検討・確立し、進捗状況を検証しながら、必要に応じ事業の改善や計画の見直しを柔軟に行うものとします。特に、事業レベルでは、上述の第三者機関と協議の上、具体的施策を通して社会的課題解決への取り組みが広がり、子どもたちや若者の文化芸術を活用した育ちが支えられ、誰もが自分らしい文化を誇りとすることができるところをめざして、変更、廃止、追加等を随時行っていく必要があります。